

保育料の減免について

保育料は前年度または今年度の住民税額により決定されますが、下記に該当する場合、減免になる場合があります。

- 1 火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しい損害を受けたとき
- 2 倒産・失業又は傷病による就業不能により、世帯の収入が著しく減少したとき
※自己都合退職等は対象外
- 3 同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の傷病等により、世帯の支出が著しく増加したとき
- 4 入所児童の傷病又はその保護者の傷病・出産により、通所することができないとき

○申請期限は各年度末（3月末）までになっています。

※前年度分について、遡って申請することはできません。

○申請理由により、用意していただく書類が異なります。詳しくは次ページ以降をご覧ください。

○状況によって減免の対象にならない場合がありますので、事前に各区保健福祉センターこども家庭課にご相談ください。

1 火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しい損害を受けたとき

概要

当年中に発生した居住家屋等に対する損害について、保育料決定所得に対し、推定雑損控除額を適用します。

適用条件

家屋及び家財の損失額（保険金等の補てん額を除く）が、り災前の価格の2分の1以上の場合。

必要書類

- ・り災証明書
- ・固定資産評価証明書
- ・損害の金額のわかる書類（工事会社の領収書、見積書等）
- ・保険金等により補てんされる金額を証するもの（補てんされる金額のある場合）

2 倒産・失業又は傷病による就業不能により、世帯の収入が著しく減少したとき

概要

当年中の収入減少について、保育料算定対象となる年の所得と比較し、当年中の推定収入から、推定税額を適用します。

適用条件

当該世帯の当該年（1～3月の申請時は前年）の見込収入額が、保育料算定対象所得年の3分の2以下に減少することが見込まれる場合。ただし、自己都合による退職、育児休暇等の場合を除きます。

必要書類

- ・倒産・失業又は傷病による就業不能となったことが分かる書類
例：離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、医者診断書
- ・当該年の世帯の収入が保育料算定対象年の収入の3分の2以下になる見込みであることが分かる書類（同居祖父母がいる場合は、祖父母のものも必要）
例：源泉徴収票、給与明細

※見込で減免を実施した場合は、3ヶ月毎に収入の分かる書類を提出していただき、その

都度審査を行います。その結果、減免の取り消しや減免後保育料が増額となった場合には、差額を納付していただきます。

減免の申請は、年度内であれば減免事由（失業等）の発生日までさかのぼって行えますので、見込収入額については出来るだけ正確な金額が推定可能となった段階で申請くださいますようお願いいたします。

3 同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の傷病等により、世帯の支出が著しく増加したとき

概要

当該月の不測の支出と当該月の収入を比較し、保育料決定所得に対して推定所得控除を適用します。不測の支出として認定する所得控除には、雑損控除（火事・盗難等）・医療費控除（保険等で補てんされる金額を除く）があります。

適用条件

当該世帯の当該月の不測の支出額が当該月の実収入額の3分の1以上に増加した場合。

必要書類

- ・支出が確認できる書類
例：医療費の領収書、工事会社の領収書、見積書等
- ・保険金等により補てんされる金額を証するもの（補てんされる金額のある場合）

※当該支出が定期的なものでない場合、単月毎に審査を行います。定期的な支出の場合は、3ヶ月毎の審査を基本とします。

4 入所児童の傷病又はその保護者の傷病・出産により、通所することができないとき

概要

入所児童の傷病またはその保護者の傷病・出産による通所不可能期間に関して、2か月分を上限として保育料を免除します。

適用条件

通所不可能な期間が連続して30日以上または60日以上見込まれる場合。（同一の理由では年度内に1回のみ適用となります。）

必要書類

- ・通所できない理由が記載された診断書または出産（予定）日が確認できる母子手帳の写し等

【申請受付・お問い合わせ先】

中央保健福祉センター	こども家庭課	2 2 1 - 2 1 7 2
花見川保健福祉センター	こども家庭課	2 7 5 - 6 1 9 7
稲毛保健福祉センター	こども家庭課	2 8 4 - 6 1 3 7
若葉保健福祉センター	こども家庭課	2 3 3 - 8 1 5 0
緑保健福祉センター	こども家庭課	2 9 2 - 8 1 3 7
美浜保健福祉センター	こども家庭課	2 7 0 - 3 1 5 0